

明 渡 証 明 書

殿（物件所有者・賃貸人）

貴殿から賃借しておりました末尾記載物件（以下「賃借物件」という）

を令和 年 月 日付に明渡し致します。

- 1, 明渡日以降の賃借物件内に残置している賃借人の物品（残置物）の所有権を放棄致します。
- 2, 賃借人の残置物において処分の費用がかかった際には、費用負担は賃借人が負います。
- 3, 明渡しに伴い、賃借物件の鍵 本を返却致します。
- 4, 明渡日以降に物件内において原状回復施工（物件内の補修、ルーム清掃等）を施します。その費用負担は実費にて賃借人が負います。

（注意事項）

- ・明渡の際に、賃借人による原状回復施工が完了している時は賃借人の費用負担は御座いません。
- ・原状回復施工における賃借人負担は『所有者（大家）の経年劣化に伴う負担分』を除いた費用負担とします。

賃借物件の表示

所 在 _____

賃借物件名 _____

令和 年 月 日【賃借人】

旧 住所 _____

新 住所 _____

氏 名 _____ 印 _____